





第五十九号議案

箕面市立幼稚園条例改正の件

箕面市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立幼稚園条例の一部を改正する条例

箕面市立幼稚園条例（昭和四十六年箕面市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「以下同じ。」の額は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号に規定する政令で定める額を限度として教育委員会規則で定める額」を「は、無料」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第二項とする。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の規定は、この条例の施行の日以後に幼稚園が提供した教育に係る保育料について適用し、同日前に幼稚園が提供した教育に係る保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、保育料を無料とするため、本条例を改正するものである。

第六十号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年六月三日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第二百二十五条）」を

「第五章 雑則（第二百二十

第六章 罰則（第二百二十

五条）

に改める。

六条）

」

第三条第二項第五号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号の次に次の五号を加える。

五 満三歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行

令（平成二十六年政令第二百十三号。以下この章において「令」という。）第四条第一項に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

六 特定満三歳以上保育認定子ども 令第四条第一項第二号に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。

七 満三歳未満保育認定子ども 令第四条第二項に規定する満三歳未満

保育認定子どもをいう。

八 市町村民税所得割合算額 令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

九 負担額算定基準子ども 令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第六条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第七条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第四項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第五項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第八条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第九条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第二項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第十一条及び第十二条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第十四条第一項から第三項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ 満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満であるものに対する副食の提供

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。） 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第十四条第四項第五号、同条第五項及び第六項中「支給認定保護者」を

「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十五条及び第十七条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十八条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十九条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十一条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十二条第五号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十三条第一項及び第二項ただし書並びに第二十六条（見出しを含む。）から第二十八条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三十条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三十二条第一項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該



支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第三項及び第四項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第三十四条第二項及び第四項、第三十六条第二項並びに第三十七条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第三十八条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「第十四条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る」とあるのは「除く」と」を削る。

第四十一条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満三歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第三項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十二条第二項中「法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十三条中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十四条第一項第一号中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第三号中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認

定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十五条及び第四十八条第五号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第四十九条第一項及び第二項ただし書並びに第五十一条第二項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第五十三条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第二項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第五十四条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第六十一条第二項中「ことができる」を「こととすることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第六条の三第十二項に規定する業務を

目的とするものに限る。）

二 法第六条の三第十二項及び法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第七十一条第二項第四号中「附則第九項において同じ。」を削る。

第百条に次の一項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第十項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第百十三条第三項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

本則に次の一章を加える。

## 第六章 罰則

第百二十六条 正当な理由なしに、子ども・子育て支援法（以下この条において「法」という。）第十三条第一項（法第三十条の三において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、法第十四条第一項（法第三十条の三において準用

する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第十四条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の過料に処する。

3 法第二十三条第二項若しくは第四項又は法第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

附則第四項及び第五項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附則第九項中「(第七十七条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第十項中「家庭的保育事業者等」の下に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「五年」を「十年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第六十一条、第七十一条、第百条、第百十三条、附則第九項及び附則第十項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

